

議 事 日 程 (1)

平成28年3月4日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第1号 芦屋町行政不服審査会設置条例の制定について

第5 議案第2号 芦屋町石油貯蔵施設立地対策基金条例の制定について

第6 議案第3号 芦屋町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について

第7 議案第4号 芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の制定について

第8 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第9 議案第6号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第7号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第8号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第10号 芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第11号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第12号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第13号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第14号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第15号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議案第16号 芦屋町過疎地域自立促進計画の策定について

- 第20 議案第17号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 第21 議案第18号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第19号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第20号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第21号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第22号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第23号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第24号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）
- 第28 議案第25号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第26号 平成28年度芦屋町一般会計予算
- 第30 議案第27号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第34 議案第31号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第35 議案第32号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第36 議案第33号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第37 議案第34号 柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結について
- 第38 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第39 承認第2号 専決処分事項の承認について

【 出席議員 】 （11名）

- 1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 内海 猛年
- 6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫
- 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 （1名）

- 5番 刀根 正幸
-

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 3名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 11 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 28 年芦屋町議会第 1 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3 月 4 日から 3 月 16 日までの 13 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、松岡議員と 11 番、横尾議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成 28 年芦屋町議会第 1 回定例会の議案上程前に、平成 27 年芦屋町議会第 4 回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1 点目は、災害時の応援に関する協定書の締結についてです。

1 2 月 1 4 日、芦屋町内で災害などが発生した場合、食糧や生活必需品などの物資供給を麻生

芳雄商事株式会社、スーパーはまゆうと、石油類燃料の供給が円滑にできるように、福岡県石油商業・協同組合北九州支部遠賀中間部会芦屋分会とそれぞれ協定を締結しました。

この協定は、大規模災害等が発生した場合に、行政だけでの対応には限界があるため、食糧や生活必需品などのスムーズな供給や石油類燃料の優先供給を受けることで、町民の安全を守ることに寄与するものです。

2点目は、三軒屋区の避難訓練の実施についてです。

1月23日、福岡県の支援を受けて、三軒屋区の自主防災組織が主体となって大雨・洪水避難訓練を行いました。この訓練に際しましては、全4回のワークショップを通じ、三軒屋区の皆さんが地域から総合体育館まで安全に避難するためのルート作成や役割分担、集合場所、要支援者等の支援などについて確認が行われました。この結果をもとに作成されたルートマップに沿って、避難訓練が実施されましたことは、非常に有意義なものであります。

日ごろから、災害に対する意識づけ、いざというときの避難誘導など、より実効性のある体制づくりが求められますので、このような訓練をさらに継続することによって、地域で支え合う環境づくりが整っていくものと思っております。

3点目は、空き家等対策計画の策定についてです。

空き家等対策特別措置法に基づき、周囲に悪影響を及ぼす空き家の調査や跡地活用を盛り込んだ対策計画を1月1日から施行いたしました。この計画の策定については、福岡県下初となるもので、今後はこの計画に基づき、空き家の調査や所有者を確認し、台帳整備を行うことや空き家バンク事業などを行ってまいります。

4点目は、消防出初め式についてです。

新春恒例の遠賀郡消防合同出初め式が1月10日、岡垣町町民総合グラウンドで盛大に開催されました。この出初め式には、遠賀郡4町の消防団員と遠賀郡消防本部、航空自衛隊芦屋基地消防班が参加する中、芦屋町からは団長以下71名の団員が参加し、統制ある団体行動や規律正しい団員の動作を目にして、頼もしく感じたところがございます。今後とも安全安心なまちづくりへ向けて、より一層防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

5点目は、成人式の開催についてです。

1月10日、町民会館で第63回芦屋町成人式をとり行いました。祝辞として「自分の夢の実現に向け、今こそ強い意志を持って、失敗を恐れずチャレンジしてください。」と述べさせていただきました。当日参加の新成人124名の門出を、議員や恩師、そして地域の方々が参列、お祝いし、新成人は力強い一歩を踏み出したものと存じます。

6点目は、第50回遠賀・中間地区農業祭についてです。

「愛されて50年遠賀・中間の豊かな恵み」をテーマに1月17日、農業祭がポートルース芦

屋で行われ、多くの来場者でにぎわいました。記念すべき50回ということで、クロスエフエムの公開収録を初め、さまざまなイベントが企画されました。会場では、農産加工品の販売のほか、農業祭品評会で出品された野菜や果物などが、破格の値段で競り落とされるなど、生産者と消費者が大いに触れ合う1日となりました。

7点目は、第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画と芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の素案に係る住民説明会とパブリックコメントについてです。

2月5日から3日間、山鹿公民館、芦屋東公民館、芦屋中央公民館で住民説明会を開催しました。3会場で延べ73名の参加のもと、たくさんの御意見をいただきました。また、2月12日までに各素案に対するパブリックコメントを実施し、延べ13名から30件の意見がありました。今後はそれぞれの審議会、委員会でパブリックコメントの意見等も踏まえ、答申が行われた後、成案化への手続を進め、3月中に決定する予定です。

8点目は、地域おこし協力隊の採用についてです。

昨年から募集していました地域おこし協力隊ですが、20名の応募があり、2月21日の面接による最終選考の上、2名の隊員を採用することに決定いたしました。当初これは、3名の採用で決定しておったわけですが、面接後の2月27日の土曜日に1名辞退者が出ておりますので、3名から2名ということに訂正させていただきます。4月から芦屋町に住所を移し、外から目線で町の観光分野などで活躍してもらうこととなりますが、新しい風を起こしてくれることを期待しております。

9点目は、国勢調査人口の速報についてです。

昨年10月1日に実施された国勢調査ですが、速報値の発表がありましたので報告します。平成27年国勢調査人口の速報値は1万4,199人で、前回22年の最終数値と比較して、1,170人の減となっています。なお最終数値については、今後精査を経て決定されます。

10点目は、九州女子大学と九州女子短期大学との包括的地域連携についてです。

現在、同大学、短期大学と多方面な分野における連携ができるよう協議を進めています。地域の課題に迅速かつ適切に対応し、学生の教育・人材育成と活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与しようとするもので、3月末までに協定を締結する予定です。今後のまちづくりや地方創生に向けて、学生の若いパワーやアイデアとの連携が推進できればと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第1号から日程第39、承認第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日から諸議案の審議をお願いするわけでございますが、各議案の提案理由の御説明をする前に、28年度の施政の方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

ことしは、私が町長に就任して10年目の大きな節目を迎えます。これまでいくつものビジョンを掲げ、その実現に向かって全力で取り組んでまいりました。3期目のマニフェストでは「未来のために全力で」を基本理念に、10項目の戦略を掲げ取り組んでいます。この実現については、議員や住民の皆さんの意見を伺いながら、できることは着実に進め、時間のかかるものについては町の実施計画に計上して進めていきます。

27年度を振り返りますと、施設整備では、新たな給食センターでの学校給食づくりが2学期からスタートしました。炊飯設備も整備され、より安全で安心な給食が提供できるようになりました。また、避難所の拠点施設であります総合体育館と芦屋中学校、防災拠点の役場庁舎に太陽光発電施設が設置され、災害時の機能がさらに強化されました。

福祉関係では、町立芦屋中央病院が4月1日から地方独立行政法人になり、病院の意思決定の迅速化や医師確保など、効率的な病院経営ができるようになりました。11月には念願だった特別養護老人ホームが開所され、入所待機となっていた人の不安も解消されました。

イベント関係につきましては、あしや砂像展では産業革命をテーマに福岡県下初となる海外プロ彫刻家4人によるクオリティの高い作品が展示され、約4万2,000人もの入場者でにぎわいました。また芦屋釜の里では、20周年記念行事の中、9月には京都の茶道、表千家家元へ、家元直筆の書画をデザインした芦屋釜の里制作の茶の湯釜を納めさせていただきました。

遊休地対策では、大君ごみ焼却場跡地にメガソーラーを誘致し、4月から土地の貸し付けを行い、10月末からは発電も開始され、今後20年間にわたり自主財源の確保に大きく寄与することができました。

財政運営では、3月下旬に退職手当債の残金約5億円を競艇収益金などで積み立てた減債基金の取り崩しにより、繰り上げ償還します。このことにより、財政指標の改善が図れるとともに、財政健全化に向けた基盤がより強化されます。

次に28年度の重要施策について、マニフェストでお示しした次の10点について、説明させていただきます。

第1点目は、元気なあしや創造戦略でございます。

まず挙げられるのが、芦屋港のレジャー港化です。福岡県が管理する芦屋港は、物流基地としての機能が十分活用されているとは言えません。昨年秋により実施されたアンケート調査に基づき、2月から学識経験者や地域団体、地元住民、行政などで組織された芦屋港活性化検討委員会が設置され、検討が進められています。

また町議会におかれましても、1月20日に芦屋港湾活性化特別委員会が設置され、レジャー港化に向けた推進体制が整いました。芦屋の海の魅力を最大限発揮し、この海岸線一体が九州北部地域のレジャーの拠点となるためにも、管理者である福岡県に対して、行政と議会と地域が一丸となって、芦屋港のレジャー港化をさらに強く要望していきます。

次に3年目を迎える地域再生マネジャー事業の取り組みです。地域資源のブランド化を進めるため、28年度は機運づくりの一つの手法として、さわらを活用した食のイベント「さわらサミット」を実行委員会方式で開催する予定です。

第2点目は、地方創生で活力アップ戦略でございます。

芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取り組みがまとまりましたので、政策目標とそれぞれの戦略を紹介します。

政策目標1は、芦屋の魅力を活かし、新しい人の流れをつくるです。

六つの戦略は、シティープロモーション、芦屋流おもてなし、地域資源を活かした観光の魅力づくり、オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくり、芦屋港レジャー港化、芦屋流移住・定住の推進です。

政策目標2は、芦屋ならではの仕事づくりを進めるです。

四つの戦略は、海を活かした観光型ビジネスの創出、芦屋ならではの起業の支援、活力ある事業所づくり、地産地消の推進です。

政策目標3は、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくるです。

三つの戦略は、結婚・出産の希望実現、芦屋の子は芦屋で育てる教育環境づくり、いきいき子育て支援です。

政策目標4は、ずっと住み続けたい、時代にあった地域をつくるです。

三つの戦略は、交通ネットワークの充実、みんなで作るあしや・協働のまちづくり、広域連

携の推進です。今後は、すぐに取り組めるものに着手するとともに、新たな予算を伴うものは6月議会以降、順次取り組む予定でございます。

第3点目は、人口減・歯どめ戦略でございます。

芦屋流移住・定住を促進するため、引き続き定住促進奨励金制度や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度を継続します。また、情報発信の取り組みとして、芦屋町定住支援ガイドブックと芦屋町プロモーションブックを製作しました。ガイドブックでは、町の紹介のほか、暮らしを応援する七つの支援制度や四つの補助金などの手順を紹介しています。プロモーションブックでは、町のいろいろな取り組みのほか、歴史や文化、レジャーにイベント、グルメにお土産など、町の魅力をたくさん紹介しています。この二つの冊子を町内外の関係機関、関連企業などに配布し、芦屋町のセールスにつなげていきたいと考えています。

第4点目は、産業の活性化推進戦略でございます。

芦屋ならではの起業の支援として、IT・クリエイターやサテライトオフィスの誘致のほか、空き店舗や空き家を生かした起業・誘致に取り組めます。

地産地消の推進では、芦屋製品の消費拡大を推進するため、町内で販売できる仕組みづくりや食事ができる仕組みづくりについて検討します。

観光振興策では、外部からの視点で芦屋町を活性化するため、地域おこし協力隊を募集しました。4月から芦屋町へ住所を移し、観光推進に関する活動や地産地消・ブランド化に関する活動、町の情報発信の三つの分野で活躍していただくことになっています。

第5点目は、みんなで創るあしや戦略についてです。

自治区担当職員制度も3年目に入ります。27年度のステップ1「職員と住民が顔見知りになる」をテーマにした活動では、地域一斉清掃や町民体育祭、歳末防犯パトロールなどに約90人が参加したほか、15の自治区で行われた夏祭りや盆踊り大会、グラウンドゴルフ大会、餅つき大会などの単独行事にも約70人が参加、自治区から好評の声を得ています。

28年度からの2年間は、ステップ2として「自治区活動の実態を理解する」をテーマに、職員が自治区に出向き、意見交換をしながら地域の課題等の発掘や解決方法の検討を行う予定で、最終ステップである将来的な地域のあり方等を示す自治区ごとのまちづくり計画の作成・実施に伴う重要な基礎資料につながる活動になります。

第6点目は、あしやまち改革戦略でございます。

人口減少が続く中、公共施設の利用需要も変化していきます。現在、公共施設等総合管理計画を策定中ですが、28年度からは役場内のワーキングチーム、専門的知識を有する方や住民代表などで構成する策定検討委員会を設置する予定で、長期的な視点をもって、公共施設の最適な配置を検討します。

第7点目は、くらし満足度アップ戦略でございます。

27年度モデル事業として、大城区、浦区、幸町区、高浜区、市場区の5自治区でスタートした地域交流サロン事業ですが、各区週2回から月1回のペースでカラオケや体操、会食、茶話などいろいろな取り組みで、住民が主体となって仲間づくりや生きがいがづくりが進められています。

28年度はさらに6自治区の申し込みがあり、合計で11自治区で行う予定ですが、介護予防や地域での見守りなどにつながるよう支援していきます。

芦屋中央病院の移転建てかえにつきましては、基本設計完了時に配置計画や階層構成、新病院で新たに取るもの、建設事業費など今年の10月15日号の広報あしやでお知らせいたしました。その後3月末までに実施設計が行われ、使用する材料や仕上げ、施工方法などを確定することで、詳細な建設事業費が固まります。そのため4月以降、町と病院との負担額など収支計画が策定され次第、住民説明会を行う予定にしています。

なお、現在、外周道路工事が進められていますが、建設工事は28年度からの2カ年事業で、30年5月の開院を目指しています。

第8点目は、安全・安心の推進戦略でございます。

防犯対策として、3月末までに町内4カ所に防犯カメラを設置するほか、不審者対策などとして、小中学校には監視カメラを整備しました。犯罪等の未然防止や犯罪の早期解決につながるよう今後も計画的に設置します。

また、防犯街灯のLED化を進めるとともに、登下校時の青パトによるパトロール強化など、自治防犯組合など各種団体との連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

消費者保護では、専属の消費者相談員の配置により、相談しやすい環境をつくとともに、被害の多い高齢者等の保護のため、地域や福祉ボランティアなどとの連携による支援を行います。

第9点目は、教育のまち・あしや戦略でございます。

学校・家庭・地域が連携して、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という基本方針のもと、まずは学力向上や豊かな心を育てるさわやかプロジェクトの取り組みを進めます。

芦屋型小中一貫・連携教育では、9年間で4期に分けて、中学校卒業時の生徒像に向かって、将来に価値ある夢、希望、志を持つ子供の育成を図ります。また、特別支援教育では、一人一人の児童・生徒の成長をきめ細やかに支援する体制のもと、「あしやすくすくファイル」を活用して、早期発見・早期支援に取り組みます。

生涯学習では、栃木県佐野市との青少年交流事業に続き、昨年新たに成人を対象にした文化交流事業をスタートしました。28年度は芦屋町での開催が予定されており、茶の湯釜の産地としてお互いの郷土の文化を深めながら鋳物や茶道文化に関する交流と情報発信につなげていきます。

第10点目は、芦屋ボートレース事業推進戦略でございます。

モーニングレースによる電話投票は、依然として好調な売り上げが続き、場外舟券発売場などの売り上げも含め、着実に経営改善が進められています。平成22年度から一般会計への繰り入れが復活しましたが、28年度以降も引き続き毎年4億円を繰り入れる予定です。

また施設整備として昨年、本場2階の有料席にグループシート「あし夢ボックス」を新設したほか、外向発売所の増床やその隣に「ASHIMU CAFE」をオープンし、新しい観戦スタイルや新たなファン獲得のための提案を行っています。

次に「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次総合振興計画の第1章からの構成に基づき、28年度の主な主要施策の概要について御説明申し上げます。なお28年度は、5年間の後期基本計画がスタートする年です。将来像の実現に向けて、全責任を持って当たっていきます。

最初は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

協働のまちづくりを進めるためには、住民自治を高め、住民の皆さんがみずからの地域の課題に当たることができる仕組みの整備や意識啓発を図ることで、理解や参画が促進されます。

芦屋町住民参画まちづくり条例では、そのためにはまず、まちづくりに関する情報を住民の皆さんと町で共有することを基本に進めるものとしています。そこで27年度、情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」を発行しました。この冊子には情報共有の必要性やその考え方、情報提供や収集の具体的な方法などイラストを交えてわかりやすく表現していますので、御利用ください。

28年度はさらなる町職員の意識改革に努め、あらゆる分野での住民の参画を促進するため、町と住民の行動計画の策定に着手します。また、広報あしややホームページなどを通じた積極的な行政情報の公表、出前講座などを通じた地域の皆さんとの対話も引き続き行います。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

27年度、芦屋町空き家等対策計画を策定しました。28年度はその計画に基づき、空き家の台帳整備や空き家バンク制度の確立などにより、空き家の除却や有効活用を含む適性な管理に努めます。なお危険な老朽家屋対策として、引き続き老朽危険家屋等解体補助金制度で支援します。

また防災対策につきましては、芦屋基地と連携した防災活動について協議を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定及び遠賀川浸水想定区域の見直しがありましたので、洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布します。

災害はいつ起こるかわかりません。いざというときのために日ごろからの訓練が最も大切で、そのためにも自主防災組織が行う避難訓練や女性防火クラブの充実への支援を継続します。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

子育て世帯につきましては、町独自の取り組みとして、昨年4月から保育料の引き下げととも

に、出産祝金として第1子には5万円、第2子には10万円、第3子以上には20万円の商工会発行の商品券を交付する制度をスタートしました。さらに、町外から民間賃貸住宅に転入した子育て世帯へは、月の家賃2万円を限度に3年間、同じく商品券で補助する制度を創設、この家賃補助制度は、町内に住む新婚世帯にも同様としています。

また、10月からは教育費に係る負担軽減策として、小・中学生や高校生などのバス定期券に対する通学補助制度も始めました。これら制度は全て28年度も継続します。なお、28年度からの新たな取り組みとしましては、学童クラブについて、保育料の引き下げと多子世帯軽減を行います。さらに10月からは、小学6年生までの医療費の無料化を中学3年生まで拡大します。

学校教育につきましては、小学校4年生までの35人学級や中学校3年生を対象とした放課後特別授業のイブニングスタディなど、学力向上の取り組みを継続するとともに、不登校対策として、スクールカウンセラーや心の教室相談員、不登校対策指導員によるきめ細やかな支援を行います。なお、小学校の施設整備では、快適な教育環境の充実のため、28年度から計画的に空調設備の工事に着手します。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らせるよう介護・医療・生活支援・介護予防などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれています。このため、郡内他町と協力して4月から要支援者等を支援する総合事業を町事業として着手するほか、引き続き在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進などに取り組みます。

障害者福祉では、地域生活支援事業の充実のほか、4月から施行されます障害者差別解消法に基づく取り組みを進め、芦屋町障害福祉計画が掲げるノーマライゼーション社会の実現を目指します。

健康づくりでは、がん検診の受診率向上の取り組みとして、婦人がん検診を集団検診だけでなく、個別でも検診できるようになりました。また、特定健康診査では、長期的な生活習慣病の予防という観点から30歳から39歳までの若年層の皆さんにも、健診が受けられるよう年齢制限を拡大します。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、山鹿表耕地の農業用水として利用されています汐入川の堤体の老朽化対策として、福岡県による汐入川整備事業の工事が本格化します。

漁業の振興につきましては、優良な漁場の調査及び整備を行うとともに、稚魚の放流、アワビやアカウニなどの種苗の放流事業など、育てる漁業を支援します。また、柏原漁港西方の荒波対策については、関係機関と協議しながら検討を進めます。

商工業の振興につきましては、芦屋町創業等促進支援事業補助金や芦屋町空き店舗活用事業補

助金などを活用した中心市街地の活性化や空き店舗対策に取り組みます。また、芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農工商等連携事業に取り組み、地域産業の活性化を図ります。

観光の振興につきましては、芦屋町観光基本構想に基づき、花火大会やあしや砂像展、祭りあしやなどイベントを通じた活力あるまちづくりを進めていきます。また、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、観光分野における新たな戦略・施策などが数多くあります。これらを実現するためには、行政や観光協会、商工会はもちろん、住民の皆さんや観光事業者、農漁業者、商工業者などが一体となって観光まちづくりに取り組まなければなりません。そのためには、まず推進体制の組織化に全力を注ぎます。なお、国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者が、28年度からかわります。観光拠点としての機能向上が図られ、利用者増につながることを期待します。

第6は、「環境にやさしく、快適なまちづくり」でございます。

公園整備につきましては、3月末までに海浜公園「わんぱく」に森と海をイメージした大型複合遊具を設置します。28年度は、設備の老朽化や樹木の繁茂対策が必要となった中央公園について、中心市街地の緑地空間としての機能を初め、時代のニーズに合ったリニューアル工事を実施します。

町営住宅につきましては、24年度に策定した芦屋町営住宅長寿命化計画が5年を経過するため、社会情勢の変化や現状に対応するための中間見直しを行います。また、新後水住宅の設計委託のほか、高浜団地などの移転を促進し、空き家となった棟の解体も進めます。

道路関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町管理の道路橋、2橋の工事を実施するほか、身近な生活道路についても、快適な環境を維持するため、計画的な整備をします。

バス交通につきましては、28年度地域公共交通網形成計画を策定します。この計画は、まちづくりの視点で地域公共交通を確保維持していくため、町や地域住民、交通事業者等が一緒になって策定するものです。芦屋タウンバス事業では、新たにバスを購入するとともに、利用者ニーズに対応した運行体系の検討を進めます。

下水道につきましては、普及率が全国トップクラスの99.9%であり、今後も効率的、効果的な下水道事業を維持管理するため、引き続き下水道管渠、浄化センターや各ポンプ場の長寿命化事業を推進します。また浄化センターでは、メタンガスを利用したバイオマスエネルギーの有効活用を図ります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、芦屋町生涯学習基本構想により、住民の皆さんが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを進めるとともに、地域課題解決型講座の導入を

図ります。

社会体育施設につきましては、拠点施設である総合体育館を初め、各施設を安全で快適に利用できるよう施設ごとの改修計画を策定し、計画的に整備します。また、総合運動公園多目的グラウンドを健康増進の場として整備するため、設計委託を行います。

人権教育・啓発の推進については、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつり、人権講演会などに取り組みます。また、芦屋町男女共同参画推進プランにより、意識づくりや社会環境づくりなど、男女共同参画社会の実現を進めていきます。

歴史・文化につきましては、オンリーワンの芦屋釜の里を活かした魅力づくりのため、鋳物師との体験プログラムやお土産品の開発など、観光資源としての活用を図ります。また、集客や回遊の仕組みづくりや滞在時間の延長などの取り組みを進めるとともに、情報発信をさらに強化します。

最後に計画の実現に向けてでございます。

以上、第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の7章に係る28年度の主要な施策について、説明申し上げましたが、これら施策を実現するために必要な取り組みについても、あわせて説明申し上げます。

行財政運営につきましては、27年度から新たに「行政と住民で築く 元気な芦屋」をテーマに第4次芦屋町行政改革をスタートしました。具体的な取り組み内容は芦屋町集中改革プランとして毎年度における実施状況、数値目標などを設定し、推進していくとともに、毎年度進捗状況を公表していきます。

競艇事業につきましては、効率的な運営による経営の安定化を図りながら、新規ファンの獲得など売り上げ向上策を推進し、町財政に寄与します。

職員の資質向上につきましては、目標管理制度や計画的な研修、自治区担当職員制度の活用など、さまざまなアプローチから個々のレベルアップを図ります。

広域連携の推進につきましては、北九州市との連携中枢都市圏構想に基づき、連携協約の締結に向けての進捗を進めているところです。芦屋町にとっては、特に環境や下水道、地域公共交通分野での連携など、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に、大いに期待ができるので、議員各位の御理解、そして御協力をお願い申し上げます。

大学連携につきましては、近隣にある大学とさまざまな分野で連携することにより、大学のノウハウや学生の若いパワーを生かした交流と地域づくりを推進します。

以上、28年度の施政方針を述べさせていただきました。

冒頭でも申しましたが、本年は町長に就任して10年という大きな節目です。今後も初心を忘れることなく、常に一歩先を見据え、スピード感を持ち、現場主義を貫き、住民の皆さんと同じ

目線で誠心誠意取り組んでまいります。

つきましては、住民の皆さんと議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号の芦屋町行政不服審査会設置条例の制定につきましては、行政不服審査法が全部改正されることに伴い、附属機関として審査会を設置する必要があることから、条例を制定するものでございます。

議案第2号の芦屋町石油貯蔵施設立地対策基金条例の制定につきましては、消防施設の整備に要する経費の財源に充てるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金のうち、予算で定める額を基金へ積み立てるため、条例を制定するものでございます。

議案第3号の芦屋町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の有効活用を図るため、2年度以上にわたり継続して取り組む必要のある事業は、基金へ積み立て、取り崩しをしながら実施することができることから、新たに基金条例を制定するものでございます。

議案第4号の芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の制定につきましては、町の公共施設等を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための芦屋町公共施設等総合管理計画の策定に当たり、専門的見地や住民の立場から意見を聴取するための検討委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第5号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法が全部改正されることに伴い、所要の規定の整備をするため、条例を制定するものでございます。

議案第6号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年度の人事院勧告に伴い、職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を改正するとともに、地域手当を改正するものでございます。

議案第7号の芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定及び議案第8号の芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条文の改正を行うものでございます。

議案第9号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正により、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合等の調整率が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号の芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年10月からの県の制度改正に伴い、条例名を改正し、中学1年生から中学3年生までの通院の自己負担を無料とする町独自の制度拡大を行うため、条例の一部を改

正するものでございます。

また、条例名の改正に伴い、関連条例の一部改正を附則で行うものでございます。

議案第 1 1 号の芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 1 2 号の芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、議案第 1 0 号と同様に、中学 1 年生から中学 3 年生までの通院の自己負担を無料とする町独自の制度拡大を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 1 3 号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 2 8 年度から多子世帯及び母子世帯等に係る保育料についての国の優遇措置が拡充されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 1 4 号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文を改正するものでございます。

議案第 1 5 号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近隣自治体における学童クラブの利用者負担の状況を考慮し、学童クラブ保育料の負担水準の軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第 1 6 号の芦屋町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限延長に伴い、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの芦屋町の総合的・計画的な自立促進を図るための市町村計画を策定するものでございます。

議案第 1 7 号の連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議につきましては、地方公共団体相互間の協力を図るため、北九州市と芦屋町の連携協約の協議について、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第 1 8 号から議案第 2 5 号までの平成 2 7 年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ 3, 3 0 0 万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、国の補正予算による臨時福祉給付金等給付事業費補助金や地方公共団体セキュリティ強化対策費補助金等を計上したほか、地方消費税交付金や特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額補正しております。

歳出につきましては、歳入同様、国の補正予算による臨時福祉給付金の給付事業費や地方公共

団体セキュリティ強化対策費等を措置したほか、国民健康保険特別会計の赤字補填のための繰出金、障害福祉サービス給付費等を増額補正するとともに、年度末の所要額確定によります不要額を減額しております。なお、臨時福祉給付金等給付事業費や地方公共団体セキュリティ強化対策費のほか、柏原漁港海岸護岸改修工事については、繰越明許の措置をしております。

議案第26号から議案第33号までにつきましては、平成28年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位で御説明いたします。

一般会計が、73億3,400万円で7.0%の減。

地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計が、13億5,100万円で486.2%の増。

国民健康保険特別会計が、20億5,400万円で1.6%の減。

後期高齢者医療特別会計が、2億1,300万円で0.9%の増。

国民宿舎特別会計が、1億3,100万円で21.2%の増。

給食センター特別会計が、1億4,400万円で77.3%の減。

モーターボート競走事業会計が収益的収入では、805億3,000万円で1.4%の増。

支出では、800億800万円で1.0%の増。

資本的支出では、6億1,000万円で20.2%の増。

公共下水道事業会計が収益的収入では、7億3,100万円で7.8%の増、支出では、7億2,100万円で2.9%の減。資本的収入では、2億9,900万円で87.4%の増。支出では、3億7,600万円で5.9%の増。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入、歳出について説明しますと、まず、一般会計におきましては、歳入の主なものは、町税が前年度比2,000万円の増の12億700万円、地方交付税が前年度比200万円増の19億7,200万円を計上しております。

また、国庫支出金として中央公園整備や小学校空調整備の防衛施設周辺対策事業補助金を計上したほか、モーターボート競走事業会計からは収益事業収入として、4億円を計上しております。

なお、町債につきましては、新病院外周道路工事等に対応するため過疎債ほか、臨時財政対策債など9億2,100万円の借り入れを予定しております。また、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰り入れを5億1,300万円計上しております。

歳出の主なものは、総務費では、競艇事業収入4億円のうち、2億円を競艇収益まちづくり基金へ積み立てるほか、江川台公民館下のり面崩落防止工事や地域おこし協力隊経費などを計上しております。

民生・衛生費では、障害者自立支援給付費や児童手当、介護保険や後期高齢者医療関係の負担金、出産祝金や子ども医療費助成金などを計上しております。

農林水産・商工費では、汐入川改修県事業負担金や創業等促進支援事業補助金、あしや砂像展実行委員会補助金などを計上しております。

土木費では、新病院外周道路工事や中央公園整備工事、新後水団地新築工事実施設計委託や下水道会計経営補助金などを計上しています。

消防費では、洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務委託などを計上しております。

教育費では、小学校空調設備改修工事のほか、多目的グラウンド周辺整備設計委託や高校生等通学費補助金などを計上しております。なお、引き続き芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費などを計上しております。また、継続費として新病院外周道路整備事業と小学校空調設備改修事業を設定し、債務負担行為として、高齢者福祉計画策定業務委託等を設定しております。

地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計の歳入は、中央病院からの公債費負担金及び町債でございます。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び公債費でございます。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などがございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、空調等改修工事実施設計委託、外壁改修工事及び施設の当初建設に係る起債償還金が主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、給食事業費、給食賄い材料費及び人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、営業収益で、開催収入と場外発売受託事業収入などがございます。収益的支出の主なものは、営業費用で、開催費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金のほか、施設改良費や投票関連機器の更新費用などを計上しております。

公共下水道事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、下水道使用料及び一般会計補助金などがございます。収益的支出では、浄化センター等の維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、浄化セン

ター汚泥処理設備工事、再生可能エネルギー発電設備設置工事、企業債償還金及び人件費などを計上しております。

以上が当初予算関係でございます。

次に、契約議案でございますが、議案第34号の柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結につきましては、平成27年第4回定例会で議決をいただいた請負契約について、契約相手方の辞退により契約締結に至らなかったため、改めて請負契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第1号、専決処分事項の承認につきましては、個人の町県民税減免申請書への個人番号の記載が不要となったことに伴い、税条例等の一部改正を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

承認第2号、専決処分事項の承認につきましては、国民健康保険税減免申請書への個人番号の記載が不要となったことに伴い、国民健康保険税条例等の一部改正を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

以上、簡単であります提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長 小田 武人君

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第1号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋町行政不服審査会設置条例の制定でございますが、これはこの設置法が改正ということで、この地方自治体においても、この設置条例を策定していくというようなことの経緯の中で、この議案が出ているものと認識しております。それで、この不服審査法というのは、以前からあるわけですけど、この芦屋町にとってそういう行政執行に対して、町民の方々からまたは関係団体の方からいろいろと不服の申し入れ等があったらと思うんですけども、そういう場合にはどのように今日まで対処されていたのか。今回こういう条例ができればですね、審査会等をもって審議されるでしょうけど、今日までどのように対応されていたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

不服の申し立てにつきましては、私の知る限りでは審査までいったというところはございません。この行政不服審査法に関しましては、昭和37年から行政不服審査法が制定されて50年以上実質的な改正がなく、今回のこの改正につきましては、公平性の向上や使いやすさの向上、国民の救済の充実、拡充を図るという視点の中から、時代に即した見直しという形になっております。

今までは、審査請求人のほうから、審査町、町の方に不服の申し立てがあり、関係している課から情報を聞いて、それに関して議決をして、請求人のほうに回答を出していたというものが、今回の改正においては、その町での決定についてもう一度、第三者機関という形の中で、行政不服審査会、今回設置する条例に基づいて第三者委員会にもう一度審査をしていただいた中で、その答申を受けて審査請求人に回答するという形に変わったというものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この第1号議案に関連して、第5号とかですね、その関連性の中で、芦屋町の行政に対する執行に対して、やっぱり疑問のおられる方、異議申し立て、不服申し立て、さまざまな言葉がある中で、審査会というふうに名目が変わると思うんですが、そういう形でやっぱり公正なる行政施策が行われるように、また、そういう不服の方々がおられればですね、そういう対応が今後できていくだろうなというふうに、いい条例ではなかろうかと思っています。その際に審査員の方を選出する場合、これ、町長が任命するようになっていきますけれど、やはりどういう形で選ばれるのか、その辺についてちょっと考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

委員の選定につきましては、一応6名という形の中で考えております。この中では大学の先生、法律的なところにたけた先生、あと弁護士、あと税理士と、あと町内の居住者の中から3名程度という形の中で計6名という形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

1点だけ、第2条審査組織及び委員というところで、審査会は委員6人を持って組織するとな

っています。委員は在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならないというふうになっています。この表現の中では、例えば、政党その他の政治団体に入っていれば問題ないのか、また積極的に政治活動をしてはならないというふうになっているが、消極的な政治活動をするのなら認められるのか。その点、何か曖昧なところがあると思いますので、その点をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的にこの行政不服審査法の中にもうたわれております、69条の第9項を参考にして、政治的行為の禁止という形の中で、うたっております。これにつきましては、この委員につきましては政治的に、中立性の確保を要求するということの中で、この政治的行為の制限を設けると。今回、地方自治法では、非常勤の特別職と形になりますものですから、地方自治法の36条に規定する一般職員の政治的行為の禁止の適応を受けないため、今回こういう条項を入れるという形の中で、なっておるとい形になります。積極的にというか、その制限を設けて政治の政治的行為を規制するという文言という形になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第2号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

本第1条の中に、自治法241条第1項及び第8項の規定があるということが掲載されておりますけども、この第8項の規定について、説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地方自治法第241条の8項につきましては、その前からの前第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関して必要な事項は条例でこれを定めなければならないという規定になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それでは第6条ですけれども、この規定の中に基金設置管理及び処分に関し、必要な事項は町長が別に定めるということが規定されておりますけれども、町長が別に定める場合は今の規定からして、条例で定めるということでよろしいですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基金の条例につきましては、この基金条例を定めて、これに係るものにつきましては別に定めるとい形になりますので、要綱で定めるような形になるという形で解釈しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第3号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それでは今、第3号ですけれども、第2号にかかわりまして、同じ基金についての条例でありますけれども、議案第2号については、先ほど第8項の規定がありましたけれども、本議案3号につきましては、第8項の規定がありませんけれども、これは間違いありませんか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

この基金条例の作成に当たってはですね、調整交付金は、九州防衛局ですか、のほうと打ち合わせする中で、この条項の調整ということで1項だけで対応できると判断しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

同じくですね、第6条ですけども、先ほどは要綱で定めるということで、町長が別に定める場合は要綱ということでもありますけども、本議案についてはですね、規則で必要な事項は規則で定めるというふうになっていまして、その規定がですね、第8項についての規定がなかったり、あったり、またはこういったことで定めるですね、細部規則が変わってくると。要綱であったり、規則であったりと、こういったまちまちのところがあるんですけど、この件はいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

条例の制定につきましては、各関係している課とで上部団体というか、上部の県や国とという形の中で、ひな形等を話しながらつくっております。こういう形で若干違っている部分がございますので、今後につきましては、表記とかについてはなるべく統一するような形では、条例をつくっていききたいと。基本的な条例につきましては、特段、制定については問題ないというところでもありますけど、そういう若干の違いについては、字句等はなるべく統一して作成をしていききたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第4号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

議案第4号の公共施設の総合管理策定検討委員会の設置でございますけども、この第1条に芦屋町が所有する公共施設等を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するために、管理計画策定するということになっておりますが、この公共施設というのはどのエリアまでを指すのか、その辺の御説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

基本的には芦屋町が所有しているもの全てが含まれます。建物、土地、道路そういうもの全てですね。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

先ほど、町長が施政方針の中で、町営住宅の長寿命化計画または橋梁の長寿命計画ということで個別にされている部分があります。それともう一つは教育施設の中で、総合体育館の見直しとか、総合グラウンドの整備とか、個別にやっているものがあるわけですね。そして、今回こういうようなものを制定されて、これをどういうふうな形で生かしていられるのか、その辺のスタンスが見えないわけですよ。それで特に気になるのは、老人憩の家の統廃合の問題も出てくるだろうと思いますし、どのエリアまで、今言った、大枠でこう言われるけども、どういう形のもの、これをつくって活用されるのか、その辺のちょっと目的があればお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

そもそもの話でいきますと、平成26年の4月22日に総務大臣からの通知があっています。要は、昭和40年代以降どんどん公共施設が建てられたということで、今後その修繕費用がものすごくかさんでいく、その中で人口も減っていく。そういうところも踏まえて、今後の公共施設の利用需用が変化していく中で、公共施設の最適な配置の実現を目指しなさいということで、国のほうも上位のインフラの整備の基本方針を上げているんですが、芦屋町につきましては、一応個別の町営住宅も長寿命化計画、ほかにも道路とかも修繕計画があります。これの上ですね、上位法みたいな国の考え方で、国の指針はそういうふうに計画的に最適な配置をしなさいということがあるんですが、町の計画を練るときにはですね、具体的に一つ一つの施設を今後どうする、こうするという表記じゃなくて、あくまで、面積、それから、類型施設を総合して、町営住宅の床面積を総合すると、近隣よりも何平米ぐらい一人当たり多いということで、この多いのを今後どうするかという基本的な方向性、そのあたりが示されて、それに基づいて、指針として持っておくと。大きなところで。あと、長寿命化は個別の計画ですので、そこはそこで、各省庁との調整になるかと思います。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そうしますと、今、大枠の部分ということで、個別は個別で対応するというので、この計画そのものは大体何年をめどに計画されているのか。特に学校とかいうのは、最近、耐震化構造されましたけども、現実、古く、老朽化しているものが()だと思うわけですよ。ただ修繕でやっていくのか、小学校の統廃合的なものも考えられるわけですけども、この総合管理計画の計

画年度、要するに10年スパンなのか、20年スパンなのか、その辺の計画年度をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回策定する計画の期間としては、10年間の数値目標を上げるようにはしております。29年から38年ですね。ただ、計画の方向性としては大体30年度ぐらいをめどに考え方はまとめる。というのが、施設をつくった場合、例えば鉄筋コンクリートの場合、60年間ぐらいあるんですが、そのうちの30年ぐらいでは、大規模改修をしなくちゃいけない。それはコストがかかるでしょうということですね、目安的には10年計画、計画自体は10年ということです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

関連質問になりますが、今現在、町としてはそういう最適な配置をするものというのはたくさんあるかと思うわけですが、国からそういう指示といたしましょうか、そういう要請の中で、芦屋町もこれについて取り組もうということでしょうか、今現在そういう配置をしなければならぬような内容というのはいくつぐらいあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

そういう内容を今回の管理計画の中で基礎データをもとに、方向性をつけていくということになるので、具体的に何がどうということでは、今ちょっと答弁は差し控えていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

その委員会の中で、そういう形で話をされていくだろうと思いますが、この7条にですね、守秘義務というのがありますね。この委員会というのは、これは傍聴はできるのですか、それとも非公開でなされるのですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

基本的には、傍聴が可能と考えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そういう傍聴を考えられる中ですね、第7条になぜこの守秘義務というのがあるのかなあと
思うわけですね。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというこの条例を、これだけ
じゃありませんが、例えば不服申し立ての審査会については、これは公開できないのかもわかり
ませんし、守秘義務というものがあるのかもわかりませんが、この検討委員会の総合管理計画に
ついては、町民の皆さん方、非常に関心があるものであって、これは公開だろうと思いますが、
なぜこういうところに守秘義務というところが出てくるのかなと、非常に疑問に思います。いか
がでしょう。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

多分、公共的なものですね、ところでいくと、そういう対外的に漏らしてはいけない情報と
いうのは、会話の中で出てくるのかなと思うんですけど。基本的に施設の場合ですね、管理人さ
んがおったりとか、これ、芦屋町の場合、公共施設に管理人を置いてやっているというのはない
んですけど、ほかの団体とかでは、そういう管理人さんの、何といいますか、その施設がなくな
れば、ここの管理人さんはどうなるのかとか、そういう問題があるという話は聞いたことがあり
ますので、多分そういうところの個人情報と絡まるどころの施設の廃止だとか統廃合だとか、そ
ういうところが問題になるので、この条項があるのかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第16号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この、自立促進計画の策定に当たっては、パブリックコメントが平成27年12月18日から今年度1月18日まであっておるようですが、何件あったようになっておりましたでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

パブリックコメントの意見はゼロでした。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋町は過疎地域に平成14年からなっているかと思っていますが、今、私も議員になってですね、この過疎地域、そして自立促進のために町としていろいろとやられているわけですが。その過疎地域に指定された基準とか、内容、さまざま12項目あるようですけど、その中に芦屋町はどういう基準、内容によって指定地になったのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

平成14年に芦屋町が指定されたときはですね、まず人口要件、これが昭和50年と平成2年で20%以上の減。それと2点目が財政力指数が全国平均以下。3点目が競艇収益、要するに公営ギャンブルから13億円以上の繰り入れ。これの三つをクリアすれば指定の対象になるということで、全てクリアしていたためになったということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第17号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第17号、連携中枢都市圏と北九州都市圏の形成に係る連携協約ですけど、町長の施政方針の中にもあったようにですね、北九州市との連携中枢都市構想の連携協約の締結の目的としては、芦屋町にとって環境や下水道、地域交通分野の連携、観光振興の分野、こういったところで期待ができるという、こういったことになって連携協約を行いたいということでしょうが、これを見ますと、ほかにもですね、25の分野での連携が図られるという、そういったことになっております。この中枢都市の役割として、中枢都市というのは北九州市でしょうが、第1点目に圏域全体の経済成長の牽引。第2に工事の都市機能の集約、集積。第3に圏域全体の生活関連機能サービスの向上の役割を果たすというふうになっています。中枢都市の北九州市が、これらの役割を担うというような前提があるのであれば、中心市は圏域全体の立場から周辺市町村が行っている行政機能に対しての変更や縮小、こういったことを求めるのではないかという懸念を持ちます。先ほどのですね、議案第5号の公共施設等総合管理計画策定委員会を芦屋町でつくると言いましたが、これについてもですね、不要な公共施設はなくしていくという、そういったことが中心的でしょうが、そういったことになるとですね、北九州市、この協議の中で、例えば図書館とかそういったものは共通化でから、これを使えばいいやないかとか、そういったふうなことを中枢都市が示したならば、それに従っていかなければならないというふうになっておるので、そういった点ではですね、自治体自体がですね、やっぱり疲弊する可能性も出てくるんはないかなという、そういった考えもあるんですが、その点はどうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

基本的にですね、芦屋町にとってメリットがあるところの分野はちゃんと連携等協力しながらやっていくつもりですけど、芦屋町にメリットがないものについては、要はその協約を推進する立場にはならないと考えております。全部が全部協約にのっているから、連携してやるんですよという、こういう契約じゃありませんので、あくまで芦屋町にとってメリットがあるものだけを選択すればいいかと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ただですね、今度のこの地方創生については課長も言われていたようにですね、K P Iの指標が導入されております。そういった点では、中枢都市がですね、広域ビジョンとしてのその数値目標、そういったものを設定すれば、当然広域連携協約を締結した各自治体がそれに見合う目標をしなきゃいけないし、それが、K P Iが達成できない、低いということになればですね、当然、後々の国のその指導と言いますか、そういったものにも影響すると思うのでですね、そこを私は拒否できることではないのではないかという気がいたします。

今度の連携中枢都市構想にはですね、財政的な投入があるんですけど、地方交付税と特別交付税が交付されていますよね。北九州市と近隣の都市がやるんですけど、どのくらい投入されるのか、それがわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

北九州市はですね、中枢都市になりますので、普通交付税が約2億円、特別交付税が、人口面積勘案しての算定ですけど、約1億円だろうというふうに聞いております。芦屋町につきましては、特別交付税が取り組みに応じて上限1,500万円、これがお金的なメリットかなと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

中枢都市という点で3億円近いお金が入ってくるわけでしょうけど、ただ、その周辺自治体を見ても北九州市より財政力指数なんかも高い自治体なんかもあって、財政力の悪い北九州市が普通交付税で、財政力のいい自治体が特別交付税になるということ自体もちょっとおかしいところがある。基本的にはやっぱり中枢都市圏にですね、大きな力を持たせるということになっております。そういった点では北九州市が主でですね、周辺自治体が従という、そういった位置関係になっていくということで、そういった点では、私はこれはやっぱり対等な自治体としてのですね、交渉ができるのだろうかという点とそういったことをやっぱり考えるわけですけど、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

要はですね、芦屋町が単独で今後事業をするのと、北九州市さんが同じ事業をやっていたときに、その事業を合理的にですね、一緒にやったほうが効率的、効果的で、メリットがあるという判断をすれば当然やる。そういう連携協約というのは、そういう契約が芦屋町と北九州市で単独でできるよという制度なので。それと、もう一つはですね、これは北九州圏域という圏域全体ですね、要は経済成長だとか少子化対策とかいうのを一緒に取り組んでやらないと、単独の小さい町でそういうのを全てやるというのは、もう限界がきているということも一つ考え方でありま。なもので、圏域全体でのそういう取り組みによって、お互いがメリットが出るように、ワイン・ウインの関係になれるようにというのがこの制度の基本ですので、そういうふうを考えております。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

この本連携協定は大枠を決めるということで、細部、内容については、今後の協議で行われるというふうに理解してよろしいですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

ここに議案で載っています、別表第1以降は、別表第3まであるんですが、これにつきましては、都市圏ビジョン、これの要は各項目をまとめたものがこういう取り組み内容と甲の役割、乙の役割ということで表記されていますので、基本的には都市圏ビジョンが個別事業になりますので、今後はこの個別事業をどう事業展開していくのかというのが作業になると思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第22、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第23、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第24、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第25、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第26、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第27、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第28、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第29、議案第26号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

それでは、ちょっとお尋ねいたします。ページ数が59ページ、総務管理費のほうに予算が入

っていますので、多分私の所管じゃないと思っています。一番下のほうに、さわらサミット実行委員会補助金というのが300万上がっております。先ほど町長の施政方針の中で、28年度の機運づくりの手法として、さわらを活用した食のイベント「さわらサミット」という文言が出ておりました。さわらサミットの実行委員会という組織形成と、どういうふうなことを審議するのか、その中身をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、さわらサミットの実行委員会のほうなんですが、まだ正式実行委員会の立ち上げには至っておりません。一応今、準備委員会と言いますか、今、組織の中では企画政策課と行政的には地域づくり課。さわらの関係がありますので、漁協から数名の方に、出て来てもらっています。それから、商工会、観光協会の関係者で大体十四、五名でですね、準備委員会ということでさわらのサミットの検討をしております。

具体的に300万円ということで、これ、さわらサミットの開催経費になるわけですが、ポスター、チラシ、ウェブ、のぼりだとか、そういう宣伝ツールですね。それと当日の体制費用として、警備員だとか、テントだとかそういう付属品。あと、組織の運営の経費等を含めて300万という内容になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

サミットとよく聞くんですけども、これは対外的な方々をお呼びして芦屋町で何かイベントをすることなのか、要するにさわらを今後、いろいろな食材としての研究開発をしていく形のものなのか。それと補助金があるのか、ないのか。そしてまた、ことしは、28年度はさわらの活用ということを書いていますけども、これが、単年度で終わるものなのか、その点をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

サミットという言葉の関係からしてですね、今回一応、さわらサミットはですね、福岡県内を対象にして要はさわらの料理、そういう食材を生かした料理のお店を十数件くらい集めてやろうというふうな考え方で、これが今回は、福岡県内でまず情報発信していこうということをしてい

ます。うまくいけばですね、来年は九州圏内ぐらいで、こういう九州サミットという言葉が言えるかどうか、今ははっきりと言えませんが、広げていって、最終的には全国規模の、うまくいけば展開していきたいというので、ワン、ツー、スリーぐらいのステップでは考えております。今回は福岡県内ということですので。

それと補助金につきましては、これは3年目の地域再生マネジャー事業、ふるさと財団の助成があるんですけど、総事業費700万、今回計上してはいますが、3分の2が助成ということになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

この58ページですね、備品購入のところにもちょっとあるんですが、地域おこし協力隊という言葉がありますけども、この地域おこし協力隊が今回、2名採用ということでございますけども、いろいろその事業を手広くしてどうなのかなとちょっと懸念に思っているわけですよ。だからこの地域おこし協力隊も、やはりこのさわらサミットにかかわってくるのか、全く別物として観光開発ということになってはいますが、その辺のその整合性というのは十分とられているわけでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

この地域再生マネジャー事業にしても、地域おこし協力隊にしても、要は外部からの人材、外から視線でいろいろ芦屋町の切り口をつくっていただくという役割は同じような役割です。地域再生マネジャー事業につきましては、先ほど言いましたように、今回はサミットに特化しているわけですが、地域おこし協力隊は、観光分野、それから地産地消のブランド化、それから情報発信という三つの分野で活躍してもらおうようにして、今回、辞退者が1名出て2名になったんですが、この三つですね、今言った観光とブランド化と情報発信というのは、密接に関係していますので、そのあたりは当然、地産地消だとか、ブランド化の中ではこのサミットをブランド化していく話もありますので、連携は十分とっていく必要があると認識はしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

63ページ、山鹿地区テレビ受信料半額補助金997万9,000円となっていますが、これは防衛省のほうで芦屋地区については、対象地域内としてテレビ受信料を半額補助をするのですが、山鹿地域については対象外ということで、町が町の税金から投入して補助するというそういったところがございます。もともと、やっぱり実態として山鹿地域ですね、民家の上にも訓練機が飛んで、騒音被害を受けているというのがあるので、これについては防衛省が本来的なら、負担しなければならぬものであるという、そういった声も多くあります。そういった点で、町としてもですね、この問題について防衛省と基地対策協議会等を通じて話をしていると思いますが、そういった点で今後、これが実現の見通しとか、そういったものはどういうふうになっているのか、その点を伺いますのと、それともう1点、151ページ、公債費のところ。前年度が12億4,205万3,000円で808万2,600円の利子を払っていたのが、今年度は5億7,000万円で約6,500万円の利子を払うということになっています。この割合にすればですね、ちょっと今回のほうが利子の割合が高くなっているというふうを感じるんですけど、これは、どうしてこういったふうになっているのか、その点をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

山鹿地区のテレビ受信料の半額補助に関しましては、言われましたとおり基地対策協議会等でも防衛施設局のほうに拡大等お願いはしておりますけれど、なかなかその法律に基づいて決まっておりますので、すぐするという事は非常に難しい。状況が変わったり、環境が変わったりしたときに、まずは騒音測定をもう一度やってもらって、町としては拡大をお願いしていくというのは、今後ずっと続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

公債費の元利償還金の件についてですけれども、まず、元金、利息のほうも同じなんですけれども、今年度退職手当債の繰り上げ償還を行います。その額が繰り上げ償還分としては5億3,000万ほど、それから今年度分としては1億5,000万ほどありますので、その分の元利償還金が減ることになります。先ほどおっしゃってました利子の分についても同様にその分が1,500万ほど減になっているというところも同様の理由でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

利子の件ですけどね、前年度が12億で、本年度が5億7,000万で6億、まあ半分ぐらいですよ。それが、利子のほうは8,000万円が4,000万になっていないというところで、利息のあれが違うので、なぜかというふうに思っているんですけど。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

元金分については5億分の現金そのものが減ることになりますので、そういう額になるんですけども、利子の部分については、利息自体は当該年度分27年度分の利息が減るだけなので、この額になっている。元金は全体の分、利息分は当該年度分だけということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

107ページのそれと関連して、6ページにあります新病院外周道路整備事業の件ですね。28年度、6ページ、平成28年度1億6,400万、29年度3,600万、合計土木費として2億円と。これは昨年の6月議会でしたでしょうか。外周道路工事に関しては、警察協議による道路線形の大幅な変更に伴う周辺道路のために増額をされました。仮にですね、警察協議との関係で、別に問題のなかった場合、何ら問題なかった場合の周辺道路工事はいくらぐらいを見積もって計上されていたのでしょうかね。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

当初はですね、線形がございましたので、当時の舗装だけに関しましての工事費はですね、8,500万円です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

では、8,500万円で済んでいたものが、その警察協議による道路線形の大幅な変更によって2億円プラスになったということで、結局は2億8,500万円道路周辺のためにかかるとい

う確認でよろしいですか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

そもそもですね、町道ということの認定に伴いまして、当然ですね、警察協議が必要となりましたので、その警察と協議した中で総額がですね、2億9,900万になったということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

98ページの6款、農林水産業費ですが、その中の2目林業振興費、これの予算額をみますと、昨年から400万分減額されているわけです。この減額された理由は何かということ。

もう1点はですね、101ページ、商工費の3、観光費のところですが、13節委託料。観光基本構想リーディングプロジェクト推進支援業務委託、これはどういった内容なのかお答えください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

まず、98ページの林業振興費の委託料につきまして、昨年まで業務委託料の中で松くい虫の防除委託、航空防除委託が入っておりました。航空防除につきましては、28年度自衛隊のほうからみずから航空防除を行うということになりましたので、その分が大幅に減になっております。

次に101ページ、の観光基本構想リーディングプロジェクト推進支援業務ですが、これは観光基本構想に基づく、リーディングプロジェクトを円滑に進めるため、コーディネート業務を委託するものとなっております。

以上になります。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、まず、98ページの件ですが、航空防除は、芦屋基地が直接するということのようにですけど、じゃあそれは基地内だけなのか、ということですよ。じゃあこちらの基地の外も、要するに今まで航空防除していたと思いますが、その件はどうなっているのかということと、もう1点、樹

木注入というのは、昨年確か上がったような気がするんですが、今回はこれ、しないのか、するのかお答えください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

航空防除につきましては、ほとんどが自衛隊の中ということで、町のほうでは洞山のところだけをやっておりました。洞山につきましては、今年度はヘリコプターというか、操縦してラジコンですかね。ラジコンヘリを使って防除をするように計画しております。申しわけありません、2個目の質問もう一度お願いします。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

樹幹注入という言葉だったと思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

申しわけありません。樹幹注入は昨年もやっておりませんで、2年前ですね、補助がついておりましたので、その分で行っております。今年度につきましても樹幹注入はしない予定になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

これですね、あのちょっと今の不思議でたまらんですが、この松くいが非常にこの近年、伐倒もすごい、何千本と伐倒したわけですが、そこらあたりから考えると、去年、一昨年ですか、やったときに樹幹注入というのは効果があるという話があったと思います。それがなぜここで落とされているのかなと私はちょっと不思議でたまりません。まあこれはしっかりと委員会で協議していただきたいと思います。

それから101ページのところですが、観光基本構想は確か私の記憶では平成26年度に策定したかなと思っています。その策定したものについて、今の説明では進捗状況をするためということですが、これは、補助金か何かついているんですか。ということをお尋ねします。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

補助金のほうはついておりませんので、一般財源でやる予定になっております。なおですね、今、平成25年に観光基本構想ができております。リーディングプロジェクトなんですが、まず四つのプロジェクトというふうになっておりまして、一つ目は、ほかの三つのプロジェクトの総括運営とか進捗の管理を担うもの。二つ目は、地域資源を町内外へ発信していくというプロジェクトですね。三つ目は、特産品を開発するプロジェクト。四つ目は、体験プロジェクトをつくる体験観光開発のプロジェクトとなっております。

今現在、商工会で特産品開発とかですね、観光協会では体験プロジェクトなど実際に動いていますが、今回のまち・ひと・しごと総合戦略にもこれらの事業、戦略として上げられていることから、専門知識のある業者にコーディネートしてもらい、さらに加速化していきたいという目的でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

ちょっとページ数忘れちゃったんですが、パパスクールというのが出てたんですよ。ちょっと広報誌の紙面づくりのため、お聞きしたいんですが、何ページですかね、パパスクール。新たにちょっと予算がついていたんです。(発言する者あり) 83ページ。すみません、お助けありがとうございます。それとですね、ありましたね、83ページ、パパスクール講師謝礼というのと、すみません、102ページの砂像展実行委員会補助金、昨年よりちょっとふえているような気がしているんですが、これ、中身を充実するとか、規模を大きくするとかそういうことがあるのか。以上をお聞きします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

83ページのパパスクールなんですが、これは28年度初めて開催するセミナーで、子育て支援の一環といたしまして、イクメンパパのセミナーということで開催したいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

102ページのあしや砂像展の補助金アップの分ですが、昨年度、町長の冒頭ありましたが、海外の彫刻家を福岡県下で初となる招聘して行っております。来場者は17日間で4万2,000人あって好評を得ております。しかしながら、復活後2年間、まだまだ事前準備や運営面で課題や問題点も多くあるのが現状でした。その課題等の改善や展示物、イベント内容のグレードアップを図るために増額するものとなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第32号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第33号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

メタンガスを利用したバイオマスエネルギーを入れるということで、これは福岡県内では大木町なんか積極的にやられていますけど、芦屋町で行うバイオマスエネルギーの規模とか内容、これらについて御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

そもそもメタンガスを利用したですね、再生可能ガス発電機でございますが、規模といたしましてはですね、1日当たり600キロワットですね、発電量を持つものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

予算書を見ますと、浄化センター機械・電気設備建設工事委託（汚泥処理設備）と浄化センター機械・電気整備建設工事委託（再生可能エネルギー発電設備）、この二つがこのメタンガスを利用したバイオマスエネルギーの機械というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

再生可能エネルギーの発電設備でございますので、そこ28年度が2,200万、それと29年度がですね、1億4,400万。この二つの、この債務負担行為につきまして、合計1億6,600万が先ほど申しました再生可能エネルギーの発電設備でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

1億6,600万ということで、私も前からその汚泥とかそういったものを利用して、そうい

った発電とかをできないかということ saying it. これは汚泥ではなくて、ガスだけということになるんですかね。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

下水処理につきましてはですね、汚泥設備がございます。汚泥のですね、メタン菌に発酵したメタン菌のガスを利用して、そのガスによって発電設備を利用するものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

関連です。このメタンガスを利用したバイオマスエネルギー、非常にいいことだと思いますが、これは公共下水道から出た汚泥でメタンガスをつくって起こす、エネルギーを起こすということで、大木町とはちょっと違うのかなと思うんですが。こういう公共下水道の浄化処理をしながら、可能エネルギー、電気発電ですね、こういう自治体は福岡県なり九州なり、全国でどのような自治体がありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

今からですね、これらの事業についてはあるんですが、先進都市はですね、当然ございまして、ここにもう一度、例えば、東京都とか政令都市環境ですね、行っている次第であります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今年度の5月から公共下水道の料金を値上げするようになっていきますね。それで、この収入の部ですね、結局は下水道事業の収益が7億3,000万、約ですね、営業収益3億6,400万、これは今度の値上げによって、確認ですけれど、いくら増額になっているのか、パーセントからしてですね、そこをお願いします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

1 ページでございますか、予算書のですね。1 項ですね、下水道使用料 3 億 4, 7 0 0 万。前年度がですね、3 億 1, 9 0 0 万でございます。約 2, 7 0 0 万のですね、増額になっております。すみません、パーセントで計算しておりませんので申しわけありません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第 3 3 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 3 7、議案第 3 4 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第 3 4 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 3 8、承認第 1 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第 1 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 3 9、承認第 2 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第 2 号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 4、議案第 1 号から日程第 3 9、承認第 2 号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開催いたしますので、4 5 分から全員協議会を始めますので、第

3 委員会室に御集合をお願いいたします。

午後 12 時 32 分散会
